

安政二年江戸八丁堀岡崎町重藏娘「まつ」寺法離縁一件

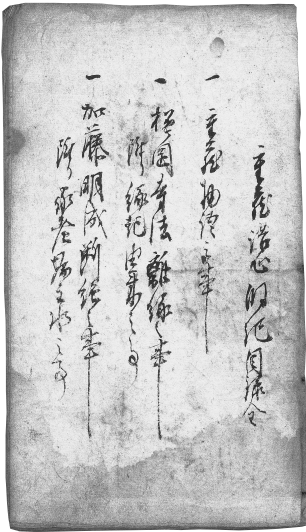
——筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」の紹介——

高木

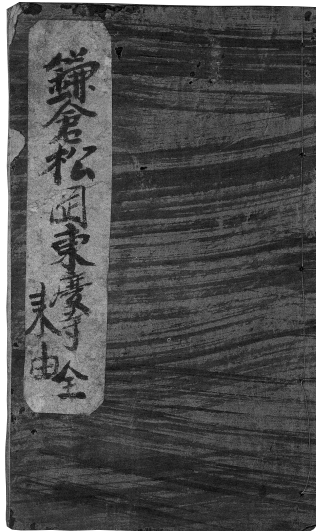
侃

目次

- 一 はじめに
  - 二 重蔵娘「まつ」の駆け込みまで
    - 1 「まつ」の初婚・再婚（聳取）と娘の縁談
    - 2 聳の縁談拒絶と種々のいがみ合い
  - 三 駆け込みから寺法離縁成立まで
  - 四 「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」の意味
  - 五 むすび
- 〔史料翻刻〕「鎌倉松岡東慶寺来由 全」



「鎌倉松岡東慶寺来由 全」  
一丁表（本頁下段）



「鎌倉松岡東慶寺来由 全」表紙

一 はじめに

最近、「鎌倉松岡東慶寺来由 全」と題する江戸時代の筆写本（二冊）を入手した。厚紙で表紙を付け、模様紙で装丁を施したもので、縦二七・〇厘、横一六・〇厘の袋綴りで、目録一丁、本文一八丁、余白三丁からなる。

その一丁の表には、「重蔵誥心明記目録全」として、

- 一 重蔵物語之事
- 一 松ヶ岡寺法離縁之事  
附り縁起・由来之事
- 一 加藤明成断絶之事  
附り家老堀主水之事

目録（目次）として、右の三項目の内容が示されている。とはいえ、全体を通じて「重蔵物語」の態をなし、実際には重蔵娘「まつ」が松ヶ岡（東慶寺）

へ駆け込み、寺法離縁に至るまでの経緯が記されている。そのなかで、東慶寺の縁起・由来と加藤明成改易のことが語られている。しかも本書は「戯作之」(二丁表<sup>1</sup>)とあり、戯文を含む内容で、事実とはいえないのかもしれない。

本稿は、重蔵娘「まつ」の駆け込みが事実であるのか否かをまず確かめることを第一の目的としたが、後述するように、これの関連文書が東慶寺現蔵文書に二通、旧蔵文書(小丸文書)に三通存在することが判明した。<sup>(2)</sup>筆者はかつて「まつ」の駆け込み一件を「内済離縁後逗留」と判断したが、実は本書によって「寺法離縁」だったことも判明し、筆者の誤りにも気付いた。あらためて、この一件を検証することとしたい。

目録に「重蔵物語」とあるが、これの作者は「雨冠に石」と記している(二丁表)。このような漢字はなく、本人の、洒落た造語かもしれないが、ここではさしあたり「雨石」と表記しておきたい。文中の「松ヶ岡二ては夫呼出し候事は稀也」の文章の意味を後に検討するが、東慶寺の駆け込みや縁切寺法に相当詳しい人物でないと、このような言辞は出てこないのので、作者は明らかに東慶寺関係者と推定される。なお、これが筆写原本なのか、更なる筆写本なのかは不明である。

以下、筆写本について、駆け込みから寺法離縁まで縁切寺法に関するを中心に論及し、他は簡略に説明するにとどめ、史料翻刻にゆずることとしたい。

## 二 重蔵娘「まつ」の駆け込みまで

### 1 「まつ」の初婚・再婚(掣取)と娘の縁談

ここに「一つの口説有」で、物語は始まる。本文は戯文調だが、事実と思われることに即して述べたい。まず「まつ」の初めの婚姻から別離までをみよう（二丁表～三丁表）。

江戸小網丁三丁目宇八店の重蔵は、鳴屋で飛脚渡世、かたがた金使（代金督促）をしながら、何不自由ない生活を送っていた。妻を早く亡くしたが、一人娘「まつ」を男手一つで育て、十七歳のころになると、女一通りのことも出来、容貌も美しく、引く手数多であった。たまたま当時流行の常磐津のおさらい会で見初められる。相手の男は江戸近在二合半領皿沼村（現・埼玉県吉川市）萬平といい、年は二〇歳、大尽の倅であった。小網丁に縁者があつて逗留中に「まつ」を見初めたもので、「まつ」を思う余り、心をこめた艶書に歌二首を添えて送つたという。「まつ」の方も想いは同じであつたか、返歌をなし、こうして二人は相思相愛、あげく「まつ」は妊娠する。父重蔵に人を介して打ち明けたところ、萬平の実家は相応の資産家でもあり、父も二人の交際を了解し、それからは公然と行き来することになる。二人の間に女子が出生し、萬平もその子「かつ」を手厚く育てるが、「かつ」が五・六歳になったとき、萬平の父が亡くなり、やむなくその実家を相続することとなつて、生涯の別れとなる。

ここで疑問なのは、なぜ「まつ」は萬平について皿沼村に行かなかつたのかということである。萬平は女子出生から「厚く手当」をしたとあり、さらに別れを「生涯の手切れ」と称している。「お手当忝く」や馴染んだ女と「手切れ」になることは、妾の生活・離縁に特有の文言であるので、「まつ」は萬平の妾だったのである。<sup>(3)</sup> そう考えれば、萬平の実家に一緒に行かなかつたことも理解できる。

それから一兩年がたつたころ、「前夫」<sup>(4)</sup>萬平は死んだものと思ひ、浅草鳥越丁煙草屋久兵衛弟卯之助を聲に迎える。卯之助は烟草切り渡世だったが、兄久兵衛が辻番人の株を買い、本所中の郷元町へ転宅することになつ

たので、兄の跡を継ぎ、烟草屋渡世をしたいと髯卯之助が切望する。そこで、家内中の衣類等を質に入れて用意した金一〇両で株を買い請けて、鳥越丁に引越して行く。それから、九か年の歳月がたつ。もつとも重蔵の孫は卯之助にとつては、「義理有娘」ということになり、これを養育してくれることに対して、重蔵からは毎月「金苞分宛」八か年間、滞りなく贈り、都合金高二四両になる。その間、重蔵はといえば、飛脚渡世に不都合ということで、相変わらず小網町に住まいし、娘「まつ」の住む鳥越には移らなかつた。

まことに「光陰矢の如し」というが、安政元年（一八五四）には、重蔵七〇歳、「まつ」三八歳、「かつ」一七歳、卯之助は四〇歳になっていた。孫「かつ」は、遊芸もたしなみ、人中に出しても恥ずかしくないように仕込まれていたもので、同年九月中、浅草蔵前相応の町人から嫁にと望まれる。媒人（媒酌人）も中に入り、また重蔵も内々調べたところ、至極よい話で、現在の卯之助方での貧窮生活で難義するよりは、その町人へ縁付いた方が、当人「かつ」は勿論、行く行くは卯之助夫婦の為にもよいとの結論に至る。

## 2 髯の縁談拒絶と種々のいがみ合い

早速卯之助に相談したところ、卯之助の返答はつぎのようなものであった。「いま自分は四〇歳になったが、実子は一人もいない。自分の兄・妹は子沢山で、羨しい。ぜひとも養女といえる『かつ』に髯を取って、生涯の世話になりたいと思っている。今更このような嫁入りの相談は論外、迷惑だ」と言い切る。重蔵にすれば、八か年二四両、なお「かつ」衣類代に六両、都合金三〇両も遣ったことでもあり、何分よき縁談だから、ぜひとも縁付けたいと主張する。しかし、卯之助の方は不承知だと申し張る。しかも性質一徹・短慮な者で、眼の色を変えて強情を言い募る。重蔵も一步も引かず、大騒動となる。

近所の者が駆けつけて取り押へたけれども、卯之助は狂乱の如く荒れているので、娘・孫が怪我でもしないうちに連れ帰った方がよいとすすめられ、重蔵、母娘三人は立ち退く。その上で事の次第、一部始終を媒人佐兵衛に打ち明けて、八丁堀岡崎町甥の善助方へ身を寄せる（この道筋が実に凝った戯文で語られているが、後述の翻刻へ五丁裏く六丁表）を見ていただきたい。

それから一同相談の結果、佐兵衛を頼み、卯の助方へ離縁の交渉をしてもらうことになった。多くは居留守を遣つて会えないが、ようよう面会できても卯之助は「妻の縁は切れても娘の縁は切れぬ」というばかりで、どうしても納得しない。そうこうしているうちに日数も立ち、卯之助は鳥越の居宅にあった所帯の勝手道具まで残らず金二〇両で売り払い、本所原庭町庄助店へ引つ越してしまふ。兄久兵衛方で、水汲などの下働きをして暮らしている様子であった。重蔵方ではこれまで度々道理を尽くした交渉を重ねてきたが、解決をみず、とても「まつ」妻子の離縁は示談に至らないと判断して、思い切つて町奉行・井戸対馬守覚弘様に訴え出る。その願書は左の通りである（七丁表く八丁表）。

乍恐以書付奉歎願候

八丁堀岡崎丁

家主宇兵衛店

善助方同居

重蔵

私義拾ヶ年以前小網丁宇八店二住居罷在候節、浅草鳥越丁久兵衛弟卯之助と申者掣養子二貫候所、右久兵衛本所中の郷え転宅二付、其跡にて烟草屋商売仕度旨卯之助立（達）て申候二付、其意二任せ家内中之衣類質入

金拾両の株買請、転宅致し候、私義は小網丁ニ残不相替飛脚渡世仕居候、尤卯之助は義理有孫を養育致し呉候故、孫手当として月々金壹分宛八ヶ年間金貳拾四両、外ニ孫衣類差支へ候節三度ニ金六両、都合金三拾両程相送り申候、然ル処昨年九月中孫事縁女ニ所望被致候間、遣し候方宜しくと相談致し候所、卯之助以之外憤り候故、段々争ニ相成、孫妻子共追出され候間、私連帰り、媒人佐兵衛ヲ以離縁掛合致し候所何分離縁状呉不申、妻の縁は切候ても娘は相渡し不申と強情申張、誠ニ当惑仕候、乍併当人えかつを渡し候ては悪所場抔え売候は眼前之義、且又何迄も不相分候ては、当時三人無宿同様ニて殊之外難義仕候、何卒格別之以、御慈悲娘・孫兩人之離縁状差出呉、浅草<sup>鳥</sup>取越之居宅売候半金私方え手取ニ相成候様被、仰付被下置候半ハ、我等三人助り申候間、此段偏ニ御糺之上奉願上候、以上

八丁掘岡崎丁

安政二卯四月二日

善助同居

南御町奉行所

重

藏<sup>印</sup>

御役人衆中様

ここで重藏は、孫女「かつ」縁談から、髯との間がこじれ、その妻子が住居を追い出されたこと、髯卯之助は媒人を通じての離婚交渉にも応じず、もし「かつ」を髯に渡したら、悪所に売り払われることは明白である。ついでには、離縁状を差し出すこと、鳥越の居宅にあった諸道具を売り払った代金の半金を重藏方に渡してほしい旨を、町奉行所に「駈込訴」したのである。町奉行所役人は願書を一覽した上で、重藏につきのように述べらる。すなわち、この願書を取り上げることになれば、夫・卯之助には「入牢」を申し付けることになるので、さしあたりは勘弁するようにと説得される。しいて願うときは、町法に則り(名主の添簡をもって)、願うよう



にと申しつけられ、やむなく「願下ケ」にするのである。

そこで再び善助と相談し、孫「かつ」は実父の萬平方へ頼むのがよからうと連れて行く。萬平は、一旦親子の縁を切ったとはいえ、「窮鳥懷二入時は狩人も是を助く」との諺もあり、このようなときこそ助けないわけにはいかないという。ましてや「かつ」は実子でもあるからと預かってくれる。

ところが、どう聞き出したか、夫卯之助が帯劔のなりで、目の色を変えて押し込んで、「娘を隠すとは不届きなり。すぐに渡せ」とすこみ、「ぐずぐずすれば、その分には捨て置かんぞ」と返答次第では刀を抜きかねない有様であった。それに対して萬平は恐々ではあったけれど進み出て、「卯之助の言うことは至極もつともではあるが、かつは重蔵から預かった者であるから、早々に重蔵を呼びにやる。来るまで待つてほしい。その上で、かつは重蔵に渡すから、重蔵から受け取ってくれ」と言えは、卯之助も「それもそうだ」と、やむなく重蔵の来るのを待つことになる。

その間に、萬平は一計を案じ、八丁堀の同心三人を頼む（このようなことができたとすれば、萬平は相当な財力と為政者とのパイプを持っていたことになる）。すぐさま大谷源八・糟谷善太夫・赤井弥藤太の三人が来る。一同は卯之助に向かつて、「おまえの致し様はがさつに過ぎる。早々に人を介して当たり前の交渉をするように」と申すが、卯之助は「娘を渡してもらうまでは、どうあっても立ち退かない」と言う。同心三人は、赤房十手・取縄等を卯之助の目の前に投げ出して捕える構えをみせ、卯之助に詰め寄る。さすがの卯之助も仰天し、顔色は青さめ、身震いして、これからは、「穩便之掛合」をするといつて引き取った。

その後、扱人が入って、萬平と交渉の結果、萬平には外に実子もなく、「かつ」を不便に思い、金一〇両までは差し出すので、娘「かつ」を貰い受けたいと申し出るが、卯之助は承知しない。「かつ」を取り戻し、「遊所

場（吉原か）へ売れば四〇両位にはなるとの思惑からで、全く承知する気配がない。やむなく萬平は「かつ」を重蔵方に戻すが、数か月を経ても解決しない。重蔵・まつ母娘の三人は無宿同様で、長々と従弟・善助の厄介になっているのも気の毒で、いろいろと思案しても先へ延ばせば延ばすほど難義になってしまふ。「かつ」に縁談があつて、卯之助との離縁交渉がこじれた安政元年九月からすでに一年余にもなる。やむなく「まつ」母娘は、安政二年一月一〇日、相州鎌倉松ヶ岡御所御役所、つまり東慶寺へ駆け込んで、離縁を嘆願したのである。

### 三 駆け込みから寺法離縁成立まで

駆け入り直後の様子はつぎのようである（一〇丁表）。東慶寺では、「実父より始末御尋有、宿柏屋源兵衛方預二相成候」とあるので、一〇日の駆け入りに続いて直ちに実父重蔵に呼出状を出し、出頭した重蔵は柏屋源兵衛方に宿泊する。寺法手続き上、引請人善助にも呼出状が出されたが、その請書が小丸文書（769）に残存しているので、引用しよう。

覚

岡崎町卯兵衛店

善 助

右之もの姉まつと申女、 御当山え駈入、離縁御寺法願上候得共、女之事故始末

相分兼候間、右善助早々御当山御役所え可差出旨承知仕候、以上

右町

安政二卯年十一月十二日 名主文之助

代 久左衛門<sup>印</sup>

但當十八日迄二無相違御当山え差出申候間、御日延奉願上候、以上

松ヶ岡

御所

御役所

ここでは善吉は「まつ」の弟とあり、本書では甥とあったが、東慶寺文書の方が当然正確な記述なのである。一八日(善助日延べの期限)付けで、重蔵から寺宛に「媒人呼出願(770)」が出されている。それによれば、善助は呼出をうけ、直に夫方との「内濟離縁」のために交渉したとあるので、いわゆる「国元内濟」に向けての努力をしたのである。ところが、夫は「まつ」の東慶寺への駆け込みさえ疑問視し、全く取り合わない。やむなく媒人佐兵衛を呼出して、東慶寺の寺法を弁えた上で、媒人から夫を説得してもらい、内濟離縁を成立させたいと願った。呼び出した重蔵から一部始終を聞きだした寺では、まことに不憫で、駆け込みはもつともなことを判断する。御公儀様より御免の慈悲の山とされた、この東慶寺に「まつ・かつ」兩人とも入山(入寺)を許すのである。重蔵からも「御山法之証文」を差し上げて離縁を願う。証文の下に二つ割りで注記がなされ、「秘書につき略す」とあるのは、おそらくつぎに引用する「寺法願」(340)のことであろう。<sup>(5)</sup>

(前欠)

世話人も有之候間、遣しては如何哉と咄し候所、<sup>(破、卯之助カ)</sup>□□□不法之挨拶のみ申之、此家え親子共置事不相成、

早々引取と申候間、離縁状荷物ヲ添て可相渡様申聞候得共、手前勝手のみ申居り、一円不相分候間、無  
扱媒人え相懸り掛合候処、子年貸分金貳両ニ離縁状其外家財可引渡旨申候得共、対談及異変壹存ニて家  
財諸道具売払、当時本所兄之方え同居致し居、媒人ヲ以掛合候ても不法申募差違候内、当人義、御  
当山え駈入、離縁 御寺法奉願上候処、女子之儀故始末不相分以御切紙、私御呼出ニ相成、種々御利解  
被 仰聞難有仕合奉存候得共、右様不法之聲ニ身ヲ任セ、如何様ニ致候哉も難斗候、何卒格別之御隣<sup>隣</sup>愍  
を以娘まつ并孫壹人御救被下置候様偏ニ奉願上候、以上

八丁堀岡崎町

安政貳卯年

家主宇兵衛店

十一月廿四日

幸助同居 重

藏<sup>印</sup>

御用宿 源 兵 衛<sup>印</sup>

松ヶ岡

御所様

御役所

駆け込んだ本人の離縁願いだけではだめで、実親（親族）も同意して離縁を願う旨の「寺法願」を提出する  
必要があった（もう一つの縁切寺満徳寺も同様で、満徳寺ではこれを「下方よりの願書」といった）。媒人佐兵  
衛にも依怙鼻根のないところを尋ねたが、前々から卯之助の無理・非道が続いてきたことから、寺では夫方へ  
の出頭要請を考慮し、卯之助の人別を聞くが、佐兵衛・重蔵もはっきりとは知らないという。そこで、兄久兵  
衛を差紙で呼び出そうとするが、この年一〇月に発生した、いわゆる安政の大地震で怪我を負い、生国上総へ

避難して留守であった。このままに放置すれば、余りに長引くことになり、兄名代として卯之助が呼び出され、仙台屋に止宿し、「着届」を提出した、という。このことは「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」ということであつたが、これに関しては後に詳しく検討する。

夫が強情で内済離縁を拒絶するときは、役人の「出役」となる。支配名主・当人・五人組附添の上で、「寺法書（ここでは御山法之御奉書と称している）」を名主から当人に読み聞かせる。多くの場合、夫はここで「寺法離縁状」差し出すことになる。今回は兄に代りに夫卯之助が出頭したので、宿所から呼び出して、東慶寺の「離縁御寺法」を説明し、夫本人も大体は承伏したと思われるが、なお寺法の次第を聞きたい旨申すので、御用宿仙台屋門右衛門老人から、東慶寺の開基・縁起・由来を委しく物語ることとなつた。その語りの内容は、頼朝に付会した開基に始まる「縁起・由来」と天秀尼のかかわる「加藤明成断絶一件」である。全体の四割余を占める長文で興味深い。縁切り寺法に直接関係しないので取り上げず、翻刻（二一丁表～一七丁表）にゆずる。

仙台屋門右衛門は夜を徹して卯之助に「当山開山之縁記・由来・御寺法之重き」ことを語つて聞かせ、その上で、夫卯之助に向かつて、「おまえにどれほどの下心があつても、東慶寺に駆け込み、離縁願望の者に金銭を遣い、余計の心配をするのは損だから、もう離縁状を差し出した方がよい」という。当初は頑強だった卯之助も、このまま離縁拒絶はできないと思ひ切り、「妻子共松ヶ岡え御山法通月数無相違相勤メ候」上は構わない旨の「寺法離縁状」を役所へ差し出すことを承伏した。呼び出されていた仲人佐兵衛ともとくと相談した上で、左の離縁状を提出した（末尾と連署加印の部分は略されている。一八丁裏・一九丁表）。こうして寺法離縁が成立したのである。

### 差上申離縁状之事

一 私妻まつ并養女かつ、御当山え駈入、離縁之義奉願上候二付、私し被 召出、

御寺法之御利解被 仰聞奉承伏候、依之離縁状差上申候、輩等兩人 御山法之

月数無相違相勤メ候上は、何方え縁組仕候共、又は何処へ住宅仕、如何様之所

業等有之候共、聊差構申間敷候、尤養父重兵衛義も

(後欠、余白)

末尾は定例の文言であり、かつ差出人・名宛人・日付は関係者にはわかっていることなので、省略したのかもしれない。「寺法離縁」は通常寺役人の出役後に成立する。出役は夫居住の場所に向くので、本事例のように夫を呼び出すことはきわめて異例なので、文中にも夫が「召出」されて「御寺法之御利解被 仰聞奉承伏候」とある。また「御山法之月数無相違相勤メ候上候は」の文言は、他の寺法離縁状にはみられない。なお、内縁の成立には夫婦双方の御用宿の間を行き来して説得する役割を担った御用宿主人が重要だったが、寺法離縁にも御用宿主人、とりわけ老人の智慧が功を奏した事例である。

#### 四 「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」の意味

縁切寺における夫本人の呼出に関しては、東慶寺と満徳寺で大いにその機能を異にするのである。

満徳寺では「夫の呼出」にも離縁成立のために一定の機能を担ったのである。すなわち、夫がどうしても強硬に離縁を拒んだとき、寺がとる最後の手段は「夫の呼出」であり、しかもその「呼状」を、最終的交渉に出かける妻方村役人に預けたのである(妻の父も同道した)。その文面は、寺に残る寺法手続きの書留『駈入女取

計方御尋ニ付粗認差出候控<sup>(6)</sup>に、

其配下誰女房誰、当寺え駈入、離縁相願候二付、同人親何村誰

村役人等呼寄、相糺候処、俱々離縁相願候二付、掛合申付候、

成丈其地ニおゐて内済いたすへし、不済儀有之候ハ、誰并親

類組合もの召連、早々相越否可申立候、

上州徳川

満徳寺

役人

何村

名主  
組頭 衆中

とある。これをもった妻方では、頑強に離縁を拒絶する夫に「呼状」を示して、離縁に不承知なら寺に行かなければならないことを知らせ、示談成立を図った。右『控』にも、「右書面、女方役人え是を渡し、夫方え為掛合候得は、多分ハ濟方ニ相成申候」とあるように、満徳寺では「夫の呼出」が内済離縁成立に伝家の宝刀的役割を果たした。したがって、満徳寺ではこの「呼状」を「掛合差紙」と称したのである。

一方、東慶寺ではどうであったのか。関係者とりわけ「夫の呼出」に関して、筆者は唯一残った慶応二年（一八六六）の日記上下二冊（26・27）を整理してみた。東慶寺が呼び出す夫方の人物は、慶応二年の縁切り駆け込み四四件中、最も多いのは仲人で代理人一名を加えて二人、四八パーセント、次いで夫の父親二人（兄一名を入れれば一四人）で、三二パーセント、夫本人の出頭はわずか一名にしかなかった。

その事例の顛末を簡略に述べよう。<sup>(7)</sup>これは三月六日に駆け込んだ、東海道戸塚宿字天王町四丁目（現・横浜市戸塚区）家主亀次郎店徳兵衛養女「つや」（二八歳）の事例である。夫は相州高座郡熊坂村（現・愛甲郡愛川町）五助、夫方媒人は善吉であった。翌七日には「つや」父徳兵衛の呼出しに飛脚が差立てられる。八日には徳兵衛頼いで、倅豊吉が差添えの組合久治郎と出頭し、寺役所でこれまでの示談交渉が「不行届」の由を述べ、夫方媒人の呼出を願う。寺では翌九日に善吉の呼出しのため飛脚を差立てるが、翌日媒人善吉に夫五助もついできたというものであった。一二日に両人は役所に呼出され説得される。一三日には五助は離縁状をしたため、宿仙台屋平七方に預け、妻方に渡してほしい旨申し、役所に無断で帰ってしまふ。<sup>(8)</sup>おそらく実父と思われる同州愛甲郡八菅村（現・愛甲郡愛川町）七五郎が呼び出され、「つや」は引き取られる。一五日のことで、日記には「尤離縁状写真は役所え取置、本紙はつや女え相渡し、一同帰村申付候事」とある。「つや」の駆け込みから内濟離縁成立まで一〇日間の出来事であった。

このように東慶寺での「夫の出頭」は、夫方媒人を呼び出したところ、夫もついて来て出頭したというもので、直接的「夫の呼出」ではなかったのである。以上のことから、夫本人が出頭する（呼び出される）ことは、仲人や実父に比べて極めて稀なことは筆者には分かっていた。だから本書を一読したとき、「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」の一文には吃驚したのである。よほど東慶寺の実情に詳しい人物が記述したに違いなく、かつ本書が事実在即して書かれたことも推測されたのである。

それではなぜ東慶寺では「夫の呼出」をしなかったのであろうか。東慶寺では内濟離縁が成立しないことが最終的に確認されると、女を寺に受け入れると同時に寺役人が「出役」、つまり夫のもとに出張して「寺法書（御届之御奉書）」を名主から夫とその関係者に読み聞かせた後に、寺法離縁状を差し出させる。したがって、



寺法上夫方の呼出はあっても「夫の呼出」はないのである。

とはいえ、東慶寺文書を瞥見したところ、文久元年（一八六一）の相州大住郡小稲葉村（現・伊勢原市）浪三郎妻「つや」の事例（495）では、日延べをして離縁交渉するも夫は一向に取り合わない。やむなく妻方では夫方を呼び出して説得を願うが、夫本人ではなく、その父親と仲人の呼出を願っている（495）。このように夫方を呼出すとき、夫本人の「心底聞札」した上で、その倅や父親を出頭させている（632・641）。

約五〇〇件を数える駆け込みのなかに夫が出頭した事例が二例ある。一つは万延二年（一八六一）正月相州三浦郡下宮田村（現・三浦市）新左衛門妻「つや」の場合（483）で、「双方御呼出二相成、於御門前両宿え相歎いて、つまり夫が達て帰縁を嘆願するため出頭の上、帰縁（復縁）し、証文が夫から妻方に差し出された。そこには、もし今後「つや」が夫に嫌気がさして離婚を望むときは、たとえ離縁状がなくても、この証文で「一切御難題申上間敷候」としたためられた。いわゆる「帰縁証文兼先渡し離縁状」である。

もう一つは明治元年（一八六七）九月武州都筑郡恩田村（現・横浜市緑区）村次郎妻「ゆき」の場合（980）で、「(妻)父惣吉并二掛り合之者被召出、…早速下方にて両宿立入」示談交渉の結果、妻方は「ゆき」持参荷物に三両を趣意（慰謝料）として出し、夫から「実筆之離縁状」を受け取ることで内済離縁が成立したのである。あるいは趣意のことでもめたことが夫の出頭につながったのかもしれない。

夫が東慶寺に出頭する実例を見ると、たまたま媒人について来たり、帰縁（復縁）の嘆願のため、あるいは示談の最終交渉のために出てきたもので、寺が「夫の呼出」を意図したものは実質的には無きに等しく、まさに「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」だったのである。

## 五 むすび

本稿の目的は、筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」、実は内題の「重蔵誥心明記」、つまり重蔵娘「まつ」寺法離縁一件を紹介することである。その作者は東慶寺ゆかりの、ここではさしあたり「雨石」と名乗る人物が、これを「戯作之」(二丁表)したという。たしかに一部が戯文であるが、ここで語られた「まつ」一件は、東慶寺にも史料が残存しており、善吉は東慶寺文書では弟、筆写本では甥とされている。これをみると、筆写本では伝聞が綴られたと思われ、すべて真実を描いているとはいえないが、多くの事実が含まれている。しかも「かつ」をめぐる掣卯之助と先夫萬平との息詰まる対峙は、迫真の時代劇を見るようである。また「松ヶ岡にては夫呼出し候事は稀也」の意味を検討したように、これは東慶寺に直接・間接関与した者でなくては感得できない記述である。とはいえ、残念ながら、作者を誰と比定することはできなかった。

さて、本稿をものする過程で、東慶寺文書中の「内濟離縁後逗留入寺願」(341)を「まつ」関連文書とした誤謬に気が付いた。先に引用した「寺法願」(340)には、ほかに断簡が三片あった。<sup>(9)</sup>そのなかに「尤宇之助えは儀利有孫を預け置き候二付、右養育とて云々」と一か所だけ「宇之助」の名が出てくる。しかし、小丸文書(769〜771)には一切出てこないもので、これを「まつ」の夫(掣)だと認識できなかった。

それ故に、右の「内濟離縁後逗留入寺願」を、続いて二つの判断ミスから「まつ」関連文書としてしまったのである。一つは文書番号が六〇六(341)・六〇七(340)と連続していて、これを関連文書と考えたことである。他は井上禅定師の著書<sup>(10)</sup>のなかで「逗留」に関連して「内濟離縁後逗留」の項を設け、その実例として「まつ」

を取り上げていたことに引きずられたからである。史料「内濟離縁後逗留入寺願」(341)は後欠文書で、年月日と差出人等が不明であったにもせよ、「私養女まつ儀」で始まり、まつは養女であったこと、しかも文中に「夫前田安三郎方え及掛合候云々」と、夫名が異なるので、「まつ」は別人と判断すべきであった。したがって、「内濟離縁後逗留入寺願」は、江戸八丁堀重蔵娘「まつ」一件とは、全く別人の「まつ」の駆け込み事例だったのである。

そのこととは別にして、内濟離縁後「まつ」を召し連れて帰るべきところ「夫方素々心底不宜者ニ候得共、無余儀差出候離縁状故、深く執心を残し、向後如何様之所業相働候儀も難斗、此段心配仕候」故、翌年の春まで逗留させてほしいと願った極めて稀な事例である。このように元夫が離婚した妻に執心を残すことは、実際にもありそうで、現今のストーカー事件に思いをはせるとき、東慶寺がまさにアジール(避難所)として離婚女性を一定期間匿う「内濟離縁後逗留」で、元夫から庇護したことは特筆すべき制度であったといえる。

あらたな史料によって、読み替えを余儀なくされたが、史料の分析と検討には細心の注意を払うことを教えられたことを吐露して、擲筆する。<sup>(11)(12)</sup>

註

(1) 後述の史料翻刻には、丁数・表裏の挿入を省いたが、おおよその該当位置がわかると思い、あえて文中に丁数・表裏を記した。

(2) 拙編著「縁切寺東慶寺史料」(平凡社、一九九七年二月)史料番号340・341、及び769〜771。本文中の( )内にゴシック横書き算用数字は本書の史料番号を意味することを、おことわりしておきたい。

(3) 拙著「増補 三くだり半―江戸の離婚と女性たち―」(平凡社、一九九九年七月)「十六 妾の離縁状」三八四〜三九九頁

参照。

(4) 相手からみて妾は奉公人か、配偶者か、については争いがある。筆者は折衷説をとるが、妾側からみてその相手を「前夫」と称していることは、配偶者としての側面を有していたことの証左といえよう。前掲注(3)「増補 三くだり半」三九五頁以下参照。

(5) 本文書には、引用した最後の部分のほか、断簡が四つある。ここに引用したのは内容に齟齬がないと思われる一つのみである。

(6) 拙編著『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂、一九九〇年二月）五六五・六頁。

(7) 前掲注(2)『縁切寺東慶寺史料』史料番号26、一一七―一二〇頁参照。

(8) 井上禪定師も御用宿の機能の一つとして、現今の家庭裁判所の調停人的役割に「つや」の例を挙げ、「五助は妻つやへの離縁状を仙台屋で書き、宿平七より渡してくれるようにと頼んで引取り、平七がそれを役所に持参した、と日記にある。すぐ隣の松本屋にいる妻に会わず、離縁状の取次は宿主より寺役人に行き、石井から本人に手渡された」としている。井上『駆込寺 東慶寺史』（春秋社、一九八〇年六月）一二二―一二三頁。

(9) 他の三片のものは、本書の発見によって、あらかじめ断簡のつなぎの可否等を再検討しようと思う。

(10) 井上『駆込寺―松ヶ岡東慶寺の寺史と寺法―』（小山書店、一九五五年一〇月）二二五頁。続いて、同『松ヶ岡東慶寺誌』（東慶寺、一九六六年七月）末尾七頁にも、この事例を同様に「逗留（逗留願のこと）」と明記してあった。

(11) 本文中、ほとんどふれなかった「道中戯文」、仙台屋老人が卯之助に夜長を徹して聴かせたという「縁起・由来」・「明成一件」の検討など、残された課題は不日を期したい。

(12) 史料の引用方法は拙著『縁切寺満徳寺の研究』（成文堂、一九九〇年二月）凡例によった。

〔史料翻刻〕

〔鎌倉松岡東慶寺由来 全〕

重蔵誥心明記目録全

一 重蔵物語之事

一 松ヶ岡寺法離縁之事

一 附り縁起・由来之事

一 加藤明成断絶之事

一 附り家老堀主水之事

世の中は風に

木の葉の裏表

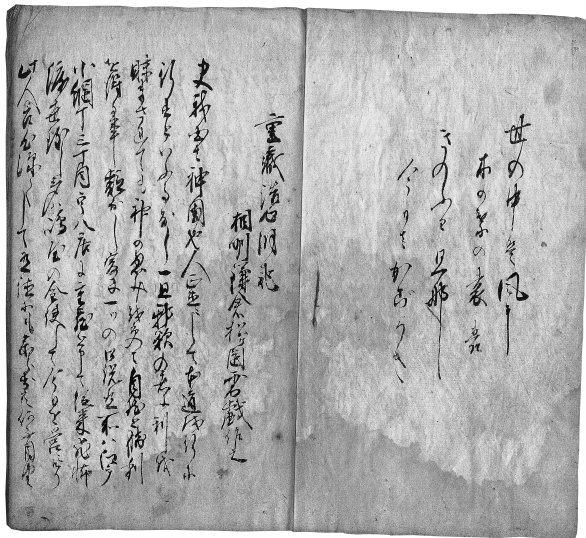
きのふわ旦那

今日はかごかき

重蔵誥心明記

相州鎌倉松ヶ岡雨石戯作之

夫我が国は神国也、人正直にして本道を行に行すといふ事なし、一旦邪欲の者に利を味まされても、神の恵みを受けて自然と勝利を得る事疑なし、爰に一ツの口説有、所ハ江戸小網丁三丁目宇八店に重蔵と申して、従来飛脚渡世致し、多ハ嶋屋の金使して今日を営ミけり、此人善心深くして有徳にも参らず共、何不自由なく暮しけり、詩ニも一月為善則不足、



〔鎌倉松岡東慶寺由来 全〕一丁裏・二丁表（本頁上段）

字脱カ

一日為悪則有余と、大学頭林銚の口さみいたしけり、  
断りなるかな、然ル処重蔵二壱人のまつと申娘あり、  
妻ハ早くも身まかりして男手ニて養育致し、生長して  
十七才にも相成、容顔美しき俤、引手数多の山をなし、  
女芸一通りも可成出来、其頃流行の常盤津（常盤）の浚ひ有、  
其席ニ而見初メられし、男ハ江戸近在二合半領皿沼村  
大尽の悴にて、萬平と申して年頃廿才計りにして器量  
諸人ニ勝れ、此人小網丁ニ縁者有て逗留致せしと見へ  
て、右のまつを月花ともおもひしにや、心をこめし艶  
書を送り、其文ニ曰

雁のたよりニまかせ一筆しめしまいらせ候、いま  
た寒サもつよく候へとも、なんのおんさわりのふ  
おわし候よし嬉くそんしまいらせ候、日外（日外）より便  
りもかなとそんし候得とも、人目の関ニさへきら  
れて、心ならずもむねを苦しめ居り、おもふ事い  
わてなんとや、の申言葉も御座候得は、露月との  
御情も我身ニ海川とありかたくそんしまいらせ  
候、何事も世の中（世の中）のありさまと御んあきらめ、色  
よき御へんしの義御願ひまいらせ候、素々ハ尺せ  
ぬもしほ草と、おしき筆とめ參らせ候、かしく

哥に

はてなんとおもふ心はおしからて

むくわん人の事そかなしき

身わこ、に心はそちに二瀬川

いつか一瀬に流れあいたや

右之如く文と二首を添て、送られけり、かひしにまつ  
も誠ニむねに徹して心の置所もなき程におもひしや  
一首の歌にかひしけり

我心天にも地にもミちゝて

心一ツのおくかたもなし

是よりして遂にはわりなき中となりしにや、いつしか  
妊娠とハなり、父重蔵にも人を以て打あかし候所、男  
の実家も相応の事故、承知致し、夫より表向にて通路  
いたし、其内女子出生いたし候故、萬平より厚く手当  
いたし小兒五・六才ニも相成候得共、彼萬平父亡し、  
実家相続と相定り、爰ニて無抛生涯の手切レとなり、  
夫より一兩年も過し候故、前夫は死去之積りにして、  
浅草鳥越丁煙草や久兵衛弟卯之助と申候者、聲に取、  
煙草切り渡世なり、然ル処兄久兵衛は本所中の郷元町  
え辻番人の株を買、転宅致し候二付、其跡ハ株を買、  
煙草屋渡世致度と卯之助望ニ任せ、株金拾両、家内中  
衣類等質ニ入買請引移りけり、此所ニて九ヶ年暮しけ  
り、尤卯之助えハ義理有孫を養育致し呉候連、重蔵よ  
り月々金壱分宛八ヶ年か間無相違相贈り、都合金高弍  
拾四両也、重蔵義は鳥越え參り候ては嶋屋飛脚之為に  
不都合故、矢張小網丁ニ住居致し、不相替渡世致し候  
也、誠ニ（光陰）こふいん矢の如くにして、安政元寅年重蔵七  
十、まつハ三十八、かつハ十七、卯之助ハ四十の年を

設し所に、孫かつ事、同年九月中之事なりしか、かつも相応に遊芸も仕込、人中にて好まれても、一簾恥しからぬよふ出来候故、浅草蔵前相応の町人にて望人有之迎、媒人重蔵え申来り、内糺候所、至極結構成所故、今卯之助手元にてかゝる貧窮中ニ難義するよりハ、其町人え縁付候ハ、当人は勿論行々は夫婦の者も為ニ宜敷と存候故、早々家内及相談ニ候処、卯之助の曰、今我四十二相成候ても実子忝人も無之、我兄・妹共ハ子供沢山也、羨しく存候故、何卒養女かつに不及ながら聲を取、生涯の世話なるべくと存居候所、今更右様御相談は殊之外迷惑なりと申切也、重蔵も八年ケ間廿四両遣イ、尚またかつ衣類等ニ困る節二両宛三度ニ六両遣し、都合金三拾両も遣し置事故、何分思ひ込んだる事故、是非く縁付度といふ切も、卯之助不承知申張、生質一徹短慮にて、眼色変して強傷募り候得とも、重蔵も親の事故一寸も引ず故、大騒動となり、近所者駈寄取押へ候共、卯之助不得止事狂乱之如くなれば、先々娘・孫ニ怪我ても不致内連て帰り候方宜敷と、達て被申候ニ付、なくく三人立退き、夫より八丁堀岡崎町甥の善助方え参り、道筋孫かつハ祖父と母の気を鳥越をあげ、こんな事二なつて見りやとふでこつちも七曲り、まつうらめしくふりかへり、いへにくらしい、あの男あとへ後悔してなかねふ事あるものかと、のせてあふたも打わすれ、とふく和泉橋を

渡り、誠ニ夫の心ハやなきわらと氣を初蔵を通りこし、重蔵聖堂を打泳め、唐土ニ生て孔子さま、我朝迄もあのよふに大聖殿と祭られて、聖人も有中に筋違なる、卯之助ハ孫や娘をあのみまのといふをこらへくして、たまり詰たるさかいなりしりか、太夫ひまましと顔の色さへ青山にて、すたくと通町今かハいへそふに、此孫に怪我をさせてハならんから、よふんをするかよい、日本一のはしたものにハ不構杯と小田原灯ししなからもとふもあとの事あんしんせすと、とりわけなけく親父橋、此愁歎を聞人になけかぬ人は荒目橋、なにもかもよしてとあきらめて、元の古菓二小網丁、媒人佐兵衛ニ打分て、一部一十申述、兎にも角にも自分の箱崎を打捨て岡崎丁えと急行、善之助を頼みより外なしと治定して、漸々六ツ頃ニ善助方え着にけり、是より打寄相談して、佐兵衛を頼み、卯の助方え離縁の掛合候所、多くハ留主を遣イ、無搦面会致ス節は、妻の縁ハ切候ても娘の縁は切ぬと申、何分相分り不申、其内段々日数も立候内、鳥越の居宅ハ勝手道具迄不殘金式拾両ニ売払、本所原庭町名主大塚民治郎配下家主庄助店え引移り、兄久兵衛方之下働き致し、水汲杯して今日を當ミ居候様子、右ニ付重蔵方ニて是迄度々順道の掛合致し候ても何分埒明不申、迎も妻子共離縁之所示談には分り兼候事と、思ひ切て南御町奉行井戸対馬守様え歎願奉申上候、文面二曰

「本文七・八頁に引用につき省略」

右之通駈込訴訟仕候処、願書御一覽之上、御利解被仰聞候は、此願書取上候ては夫卯之助入牢ヲ申付候次第二候間、先々勘弁致し可申候、押て願候ハ、町法ヲ以願立可致旨、厚御利解被 仰聞、無抛願下ケ仕、又候善助と相談仕候所、孫かつハ誠ニ即断なりかたき候間、実父式合半領皿沼村萬平方え相頼ミ可申と連行候所、萬平之曰、一旦親子縁切り候てもかゝる時節事故、窮鳥懷ニ入時は狩人も是を助ケすといふ事なしといふ警有、ましてや実子也、救ずんば有へからすといふて預り置、然ル処夫卯之助如何して聞出し候哉、帯剣をふつ込押込たり、眼色ちの如くニ相成、勢ひこんて我娘をかこひ置は不届也、早々可相渡、若遅刻ニ及候ハ、其分ニ難差置と、挨拶次第劔撃致さんと相見へたり、依之萬平こわく進ミ出、其元之申処至極尤也、乍併かつ事は、重蔵より預り者也、早々呼ニ遣し候間、夫迄御待被成、重蔵え相渡し候間、同人より受取被下候と申候得は、卯之助は利之当然故、無抛重蔵之来ルを待居たり、然ル処萬平謀計ヲ以、八丁掘取手之者三人相頼ミ候所、直様出来り、其面々ニハ大谷源八・糟谷善太夫・赤井弥藤太、卯之助ニ向ひ、其方余りかさつ成致方、早々引取人ヲ以尋常之掛合ニ致せと申入候得は、如何様申され候ても我娘相渡し不申上は引取不

申と云、依之取手三人近く寄、然らハ引取手当可致と赤房十手・取繩等目の前ニ投出し、如何と詰かければ、卯之助も仰天し顔色青さめ、ふるくしなから然らは任其意引取候上にて、穩便之掛合可仕といふて引取けり、是より扱人立入、萬平方え掛合候所、外ニ実子も無之故、かつを不便ニ存、金拾両迄ハ差出し娘を可貰旨存候得共、何分卯之助承知不仕、是非かつを取戻し可申旨強情申張、遊所場え売候ハ、四拾兩位ニは売可申といふ見込有之故、一円承知不仕、依之萬平方二ても面倒之事故、重蔵方え娘を戻しけり、左候得は何か月かを送り候ても埒明不申事思ひ切り、殊ニ三人無宿同様にて従弟善助厄介ニ長々相成候も何分氣之毒ニ存、いろくくと了簡致し候ても延々ニ成程、次第ニ難義ニ相成、昨寅年九月中より壹年余ニも相成候得は、此上之致方無之由、安政二年卯十一月十日、相州鎌倉松ヶ岡御所御役所え駈入、離縁 御寺法奉願上候処、実父より始末御尋有、宿柏屋源兵衛方預ニ相成候、重蔵被 呼出、始終之様子逐逸御尋御座候所、一入不便ニ存、尤成駈入也、御公儀様より御免にて慈悲之山と被立置候事故、兩人共山ニ入へし、依之重蔵より御山法之証文差上御願申上候此証文ハ秘書ニ付略ス仍てハ元仲人佐兵衛被呼出、是迄掛合振依怙最負無之処御尋御座候得は、以書付委細申上候処、卯之助方先前より之任成方、無理非道成事共数重りし事故、当時卯之助は何丁何名



主支配にて有之哉と御座候所、何分佐兵衛・重蔵兩人  
 二聡と相分り兼候間、当人兄久兵衛方之宿所領として  
 差紙を以呼出し候所、同人先達て十月二日之大地震ニ  
 て怪我を致し、本國上総へ罷出留主中故、余り延引ニ  
 相成候ては恐入候逆、名代二卯之助松ヶ岡御役所之召  
 出し候、尤仙台屋迄参り、着届申上置、松ヶ岡にては  
 夫呼出し候事は稀也、夫強情申募り候節は御役人出役  
 の上、支配名主・当人・五人組附添候上にて、往古よ  
 り御山法之御奉書読聞セ候例也、夫にて離縁状爲差出  
 候事、此度は久兵衛代りに夫卯之助罷出候事故、同人  
 宿所人別尋ながら呼出し御座候て、離縁御寺法之御利  
 解被 仰聞候得は、当人も是にて荒増承伏仕候、依之  
 卯之助も仙台屋門右衛門え、御当山之御寺法之次第聽  
 聞仕度と申二付、門右衛門老人承知仕、是より東慶寺  
 開基・縁起・由来を委物語之事  
 抑鎌倉尼御所松岡山東慶寺ハ、 正二位右大将源頼  
 朝公法名武皇嘯源大禪定門之開基也、由来を委しく尋  
 るに、頼朝公姪ヶ小島え流罰之節、文覚上人之勧めニ  
 て無覺束も義兵を揚ケ、手始メに山木判官兼隆を夜討  
 致し、引続て豆州石橋山合戦と成、大二敗北して臥木  
 ニ隠れ、梶原平三景時之計ひにて助命致し、伊豆浦よ  
 り舟にて上総え渡り、夫より下総國葛飾郡国府台にて  
 再度東國にて源姓ニ由緒有面々を藤九郎盛長催促致  
 し、勢揃ひ致し、隅田川舟筏渡し、重忠之勢、和田・

三浦党不殘相隨ふ、依之大軍と成て駿州浮嶋原二陣を  
 居候処え、奥州より平泉の城主陸奥守從五位藤原秀衡  
 か館に逗留致し居り候九郎判官源義経、券属眷を率て到  
 着ス、頼朝進出て曰、其後は相互二世を忍し不身の土  
 なりしか、御身能も遠路の所不厭して尋来りたり、諺  
 二一将ハ難得キ、萬卒ハ得易しとハ断り也、誠ニ  
 百万の士卒得しよりも我爲に力なりと、歎事限りな  
 し、今文何一ツ四海ニ恐る、物なしと、軍儀を巡し、  
 同國富士川迄打て出、平家と戦ふ、義経更之謀計を  
 以て川上に水鳥の群り居り候所之燒草を投付ければ、  
 其羽音ニ驚ひて平氏武萬の軍勢京都迄逃落けり、此義  
 経の勢ひ 禁庭ニても厚御賞美致し、依之 頼朝公え  
 平家追罪之院宣を下し給ふ、此節頼朝鎌倉ニ有、軍評  
 定有て我等速に討取出なハ、信州木曾義仲は兄源太義  
 平殿、義賢を扇ヶ谷ニて害したり、依之権頭兼遠と義  
 仲心を合て横鎗を入妨へし、先義仲より有無之一戦を  
 遂、後に平氏を責へしと、評義一決して木曾方え戦使  
 を遣し、其文ニ曰

態々以戦使ヲ申入候、此度從 帝都平家を追罪  
 之院宣を賜り候、依之速に上洛致し、平家追罪可  
 有之所、其許事は父義賢殿を我兄源太義平殺害致  
 し候ニ付、我ニ意恨山マコトの如く有へし、若横鎗も難  
 計、其義於有之ハ後日之妨ニ候間、早々信州川中  
 島ニ出張致し、有無之一戦可遂候、意恨も無之候

ハ、嫡子清水冠者殿を人質として可被相送候、  
右有無之返答速ニ可有之候、以上

右兵衛佐源頼朝

寿永三年九月十日

花押

木曾冠者源義仲公

中三権頭兼遠敵

右之通り戦使ヲ以申入候ニ付、則返答書ニ曰

御紙面令披見候、然は当今從 帝都平家追罪之院  
宣賜り候ニ付、近々御上洛之節我々意恨も有之哉  
之由を申送、此旨令承知候、我亡父先生義賢は朝  
敵也、源太義平殿亡し候は全是忠節之所致也、依  
之意味恨筋毛頭無之候、後之為証拠則志水冠者事  
早々御預ケ可申候、以後水魚之交り可致候、依て  
返面如是候、已上

寿永三年四月三日

中三権頭兼遠

木曾冠者源義仲

右兵衛佐源頼朝公

右之通返翰ヲ送り、追て嫡子清水冠者ヲ被送けり、依  
之頼朝公も安堵之思ひをなし、我実子朝姫君を志水之  
冠者へ女合、上総國にて三千丁之賄料被下けり、  
又曰木曾義仲公信州栗加羅谷にて平家と戦ひ、平氏拾  
萬の軍勢謀計ヲ以二萬ニ討なし、西海ニ追下し候ニ  
付、從禁帝御賞美有之、朝日將軍左中將ニ任ス、禁  
帝を守護ス、然ル処惡逆日々増長して洛中・洛外迄苦

しめ、必至と難義被致けり、依之尚又鎌倉頼朝公え義  
仲追罪之論旨を下し賜ふ、其節首途之血祭りなり迎、  
清水冠者之首を勿ル出陣ス、此時朝姫君歎給ふて如何  
ニ父上、木曾殿敵ニ成候迎、我ニ無相談も夫冠者殿を  
害し給ふわ、余り御情なき振舞なり、我も其上は薙髮  
致し尼ニ成て、冠者殿の菩提を弔わん迎、父に申上、  
則剃髮致して尼ニ成、頼朝不便ニ存、一寺を建立して  
住職為致けり、今之松ヶ岡東慶寺是也、依頼朝公当山  
開基也、又清水冠者の死骸は栗船村常樂寺え葬る、今  
其跡有之由、

一 中興開山と唱ふわ、北条六代相模守平時宗御内室  
實ハ秋田  
城ノ姫也貞時出生して後時宗三十三卒去ス、依之薙髮して  
東慶寺住職ス、法名潮音院覺山大和尚と申て、世上名  
高く、帝都より御勅額を下し給ふ、今に御木像あり、  
安政二卯年十月九日迄二五百五拾回忌也、尤時宗は瑞  
鹿山円覺寺地中仏日庵え葬ル、定時は円覺寺之供鐘を  
建立して今ニ有大鐘也、夫より五代目御住職ハ 後  
醍醐天皇ノ姫宮、法名用堂大和尚也、此御代より松ヶ  
岡御所と稱し給ふ、紫衣給ふ也、今ニ御木像連綿とあ  
り、此御方は大塔宮兵部卿尊雲親王之御從弟之由、今  
ニ於て当山にて大塔宮様を厚ク祭ル、尤御廟所土之牟  
共当山御知行所、二階堂村二明ニ有之候、夫より代々  
足利將軍と成、多くハ足利家も御一門之後室より住職  
致し候由、

一当山中興開山と唱ふわ 天秀泰大和尚也、此御方御母

堂ハ 二代將軍 台徳公御惣領御姫君、法名天樹院殿  
と称申て、大坂右大臣 豊臣秀頼公之御簾中也、御

子数多有之、然ル処大坂大乱之節火の中より坂崎出羽  
守（守殿）たき出し、御公達は悉ク滅亡致しけり、天秀様は

権現様厚く御いづくしミ被遊、江戸え連帰り、後ニ  
松ヶ岡住職被遊候、此節御朱印高五百石御寄附被遊候

事、但（二階堂村）御附御用人御旗本高千石、落合能登守様  
（當時番丁より落合將監と申候）此ころを以迄ハ山門ニ勅額有之候由、新編鎌

倉志二見へたり、

此頃奥州会津若松城主四拾四万石加藤式部少輔明

成ハ、父ニ似ずして政事にくらく、世の人の嘲り  
笑ふを、家老堀主水折にふれて諫めもちい、其内

明成従者と堀主水従者喧嘩致し候を、明成直ニ吟  
味して主水と不和合ニ成、依之若松を立退き、国

境ニて鉄炮を打放し、橋を焼落し出府仕、御用番  
御老中土井大炊頭様え主人明成不容易謀叛有之由

ヲ、白木之箱ニ入て一書を認メ注進ス、直ニ其身  
ハ紀州高野山え登る、妻子ハ相州鎌倉松ヶ岡御所

え為駈入けり、大炊頭様御登城して老中列座ニて  
彼箱を開き、御一覽被成候上ニて、達 御聴ニ候

上ニて、早々御奉書ヲ以明成え達ス、其文ニ曰  
御用之義御座候ニ付、此書付着次第道中

取急キ早々出府可被有之候、以上

寛永十二年四月二日

本多 上野介  
堀田 相模守  
永井右近太夫  
土井 大炊頭

加藤式部少輔殿

右之通御奉書到来仕候ニ付、取物も不取敢夜二日に次  
て出府被致けり、則御用之趣奉伺候処、家臣堀主水申

上候難問御尋御座候ニ付、明成有無之不及返答、亡父  
左馬介書残し置候起証文を差上、依之我家ニ於てハ

御当家ニ対し弓引子孫無之と奉申上候、

神文状之事

一將軍家 家光公様初て御鎧御着之節、御着せ参ら  
すへくと上意ニ付、則喜明参らせ候は、冥加至極

難有仕合奉存候、尤初着之節は智勇兼備之士相整  
候古例也、然ル処井伊・本多・酒井・榊原始メ御

譜代之御曆（歴）々衆数多有之中え、外様之喜明え被仰  
付候ハ、誠ニ以武士之面目、武門之譽、無此上喜、

御恩子々孫々迄忘却不仕、忠節可尽者也、若又不  
忠之子孫有之は、家之長たる者、警血縁之者より

器量之仁を見立可為養子者事（由之）、  
右之條々於相背は、梵天・帝釈・四大天王・天照大

神宮・八幡大菩薩・春日大明神・熊野三社権現・三  
島太神宮・伊豆箱根両社権現総て日本國中六十余州

大小之神祇神罪・冥罪蒙仰者也、神文状仍て如件

從四位侍從

寛永四年二月十日

左馬介喜明

血判

加藤家子々孫々中

但左馬介六十九才にて寛永八年九月十二日卒去ス、  
右之神文状父より遺状ニ付、第一ニ相守り居候間、  
当家ニ限り不忠之子孫一切無之旨申上候ニ付、彼神  
文状にて申披き立派ニ相立、然は堀主水ハ断絶せん  
事を企、不届・不忠也、此上は主水仕置は勝手次第  
可被行候旨 御意有之候故、明成其勢ひニ乗し、屈  
竟<sup>(強)</sup>之取手之者鎌倉松ヶ岡ニ遣し、主水妻始縛して引  
寄んとす、松ヶ岡此時之住職は 天秀泰大和尚也、  
此尼僧被 仰聞候は、当山は頼朝公以来此寺え来ル  
者如何成罪人も出ス事なし、然るを理不尽之族不道  
至極也、此上は明成を滅却するか、此御所關寺せし  
むるか 二ツに一ツの此儀を 御母堂 天樹院様  
ニ附々<sup>(マ)</sup>の事之勢ひ也は刻ル

但天樹院様は本多忠刻之御内室也、本郷駒込  
之屋敷へ御住居ニ而千姫君様と申奉候、後伝  
通院へ葬ル、

無抛明成、喜明数年身命を勉て切取領地会津四拾余  
萬石を差上たりと有、如此重き御寺法之寺也と物語  
ル、其外小なる事ハあけて算るに違あらすと也、

天秀泰大和尚は正保二年酉二月七日寂ス、

今に仏殿ニ御木像有、後二大石碑あり、今有方丈は  
駿河大納言忠長御断絶之跡御殿向也、今之陰涼軒も

同断也厚天井は狩野  
意領の絵なり

右之通り当山開山之縁記・由来・御寺法之重きを夜々  
永々と物語致し、仙台屋老人夫卯之助ニ向ひ、其許何  
程した心有之共、迺も其山ニ駈入、離縁を願ふ者ニ金  
錢を遣イ、余計之心配いたし候は御損也、依之筋能離  
縁状差出し候方可然と申語しけれハ、卯之助も始メハ  
強情申張候得共、迺も不叶事と思ひ切て善助と立帰  
り、然らば妻子共松ヶ岡え御山法通月数無相違相勤メ  
候上は、聊申分無之迺、離縁状ハ御役所え差上可申と  
弥承伏仕、依之仲人佐兵衛を呼出し、得と申談之上連  
印之離縁状差上ル

〔本文十四・十五頁に引用につき省略〕